

1、介護予防支援受託者の包括に対する報告について

① 毎月の請求時の報告書類について

- 提出物は
別紙 「介護予防支援・ケアマネジメント業務委託請求書」（安城包括ネット 1-1）
※サービス提供月毎に作成必要
- 添付書類として
「給付管理票」
「介護予防支援介護給付費明細書（介護予防・日常生活支援総合事業明細書）」

② 評価の期間と提出物

- 評価のタイミングは、「認定更新時、サービス変更時、状態悪化時」とする。
- 提出種類は、「評価票」のみとし、経過記録は不要とする。
- 但し「訪問」は3ヶ月毎に実施し、記録を残して下さい。
(7月のケアマネットで3ヶ月毎の評価とお伝えしましたが、上記の通り変更します)

2、情報共有のお願い

- 「ひとり暮らし高齢者」「高齢者世帯」の方をご担当頂くことになった場合、担当地域の包括支援センターへご一報頂きたい。
(ご本人やご家族様の了解を頂いたうえで)
- 介護保険以外の行政や地域による支援状況をお伝えすることが出来、必要に応じてケアプランに位置付けて頂く事も出来ます。
- 必要に応じて、担当者会議等への参加をさせて頂きたい旨のご相談をさせて頂くこともあります。(民生委員さんや見守り活動支援者の方の参加依頼も可能です)